

合併市に関する調査

記入月日：平成16年12月6日

基礎情報

都道府県・市名	茨城県・常陸太田市（ひたちおおたし）
合併期日	平成16年12月1日
合併形式	編入合併
住所（旧市町村名も記載）	茨城県常陸太田市金井町3690番地（旧常陸太田市）
人口（合併直近の国調）	61,869人（平成12年国調）
面積	372.01km ²
議員定数	22名（合併後は在任特例を採用するので平成18年4月までは68名）
関係市町村名	常陸太田市、金砂郷町、水府村、里美村

関係市町村合併直前の状況

	市町村名	人口（人）	面積（km ² ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
関係市町村	常陸太田市	39,680	109.50	22	22.6
	金砂郷町	11,336	61.64	16	27.8
	水府村	6,447	80.92	16	36.1
	里美村	4,406	119.95	14	34.0
	合計	合計	61,869	372.01	68

関係市町村の財政状況

*数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

平成15年度決算

	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）		指定団体等の指定状況	財政力指数
			地方税	地方交付税		
関係市町村	常陸太田市	13,672,388	3,509,528	4,081,250		0.490
	金砂郷町	4,677,230	759,461	2,036,671	過疎他	0.330
	水府村	4,661,700	368,333	1,658,532	過疎他	0.243
	里美村	3,434,422	295,919	1,460,389	過疎他	0.222
	合計	-	26,445,740	4,933,241	9,236,842	-

合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成14年10月1日	解散年月日：平成16年11月30日
内容	組織：4市町村から8名（市町村長、議会議長・副議長、議長の推薦する議員1名、学識経験者4名） 県関係者3名の計35名 協議項目数：44項目	
住民発議について	無	
市町村建設計画	計画の期間：平成16年12月1日～平成28年3月31日	
基本計画の主要項目	(1) いつでも健康で安心して暮らせるまちをつくる (2) 地域間交流を促進し、地域資源を活かした「活力」ある産業のまちをつくる (3) 自然にやさしく人と自然が共生するまちをつくる (4) 歴史に学び、かがやく未来のまちをつくる (5) 利便性が高く快適で美しいまちをつくる (6) 市民・企業・団体と行政が「協働」するまちをつくる	
旧市町村庁舎の利活用	常陸太田市役所を本庁舎とし、旧金砂郷町、旧水府村及び旧里美村の役場は支所として活用	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 2
議会の議員の定数に関する特例	無	有の場合： - 名
議会の議員の在任に関する特例	有	有の場合： 2年5ヶ月
議会の議員の報酬額	月額：39.5万円	
地域審議会の設置について	有	
内容	設置：旧金砂郷町、旧水府村及び旧里美村の地区ごとに設置する 設置期間：平成16年12月1日から平成27年3月31日まで 所掌事務：次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ審議し答申する (1) 新市建設計画の変更に関する事項 (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項 (3) その他市長が必要と認める事項 その他必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べるができる 組織：15名以内 任期：2年	
地方税に関する特例	有	
内容	市民税の法人税割の税率については、合併特例法第10条第1項の規定により、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度は不均一課税を実施し、現行の税率を適用する。 国民健康保険税については、合併特例法第10条第1項の規定に基づき、旧市町村の税率を適用する不均一課税とし、新市において国民健康保険事業の健全で円滑な運営が図れるよう速やかに調整する。	
合併特例債発行限度額（億円）	241.1億円（事業費分224.7億円、基金分16.4億円）	

その他

協議された事項	<p>主要項目について、簡単な内容を含め10項目ご記入ください。(例：庁舎の位置 等)</p> <p>(1) 合併の方式：編入合併 (2) 財産の取扱い：3 町村の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐ (3) 農業委員会の定数及び任期 常陸太田市農業委員会に統合する。また、合併特例法第 8 条第 1 項第 2 号を適用し、3 町村の選挙による委員は、常陸太田市農業委員会委員の残任期間に合わせて引き続き在任する (4) 一般職の職員の身分：現給を保障し、すべて常陸太田市の職員として引き継ぐ (5) 特別職の職員の身分の取扱い 3 町村の常勤の特別職の身分の取扱いについては、常陸太田市・金砂郷町・水府村・里美村の長が別に定める (6) 条例・規則の取扱い 常陸太田市の条例・規則を適用する。ただし、3 町村のみある条例、規則等のうち新市に引き継ぐものについては、現行の制度を踏まえて調整する。また、事務事業の調整と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて規定の整理を行う (7) 織及び機構の取扱い：3 町村の役場は、支所として存続させるものとする。 (8) 使用料・手数料等の取扱い 原則として常陸太田市の制度に統一する。ただし、墓地・霊園使用料並びに各種施設の使用料及び利用料については、当面現行のとおりとし、合併後調整する (9) 公共的団体等の取扱い 新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの団体実情を尊重しながら、統合整備に努める。ただし、それぞれの市町村独自の団体については、原則として現行のとおりとする (10) 町・字名の取扱い 金砂郷町、水府村及び里美村の大字名を編入後の常陸太田市における町名とし、区域については、従前のとおり</p>
	<p>残された課題について、箇条書きでご記入ください。</p> <p>(1) 上水道事業の取扱い 上水道事業 常陸太田市と金砂郷町の上水道事業は、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、できるだけ早い時期に事業の統合を図る。 水道料金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、事業の統合時に調整する。 加入分担金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、事業の統合時に調整する。 簡易水道事業 水道料金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、上水道事業の統合時に調整する。 加入分担金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、上水道事業の統合時に調整する。 (2) 下水道事業 農業集落排水使用料、賦課徴収及び分担金関連については、合併後も継続して調整する。 農業集落排水施設維持管理事業 汚泥処分については、合併後も継続して調整する。 (3) 国民健康保険事業 合併特例法第10条第 1 項の規定に基づき、旧市町村の税率を適用する不均一課税とし、新市において国民健康保険事業の健全で円滑な運営が図れるよう速やかに調整する。 国民健康保険税の軽減措置については、現行のとおりとし、新市において速やかに調整する。 (4) 介護保険事業 第1号被保険者保険料については、平成17年度までは現行のとおりとし、平成18年度から第 3 期介護保険事業計画により算出した保険料率に統一する。</p>